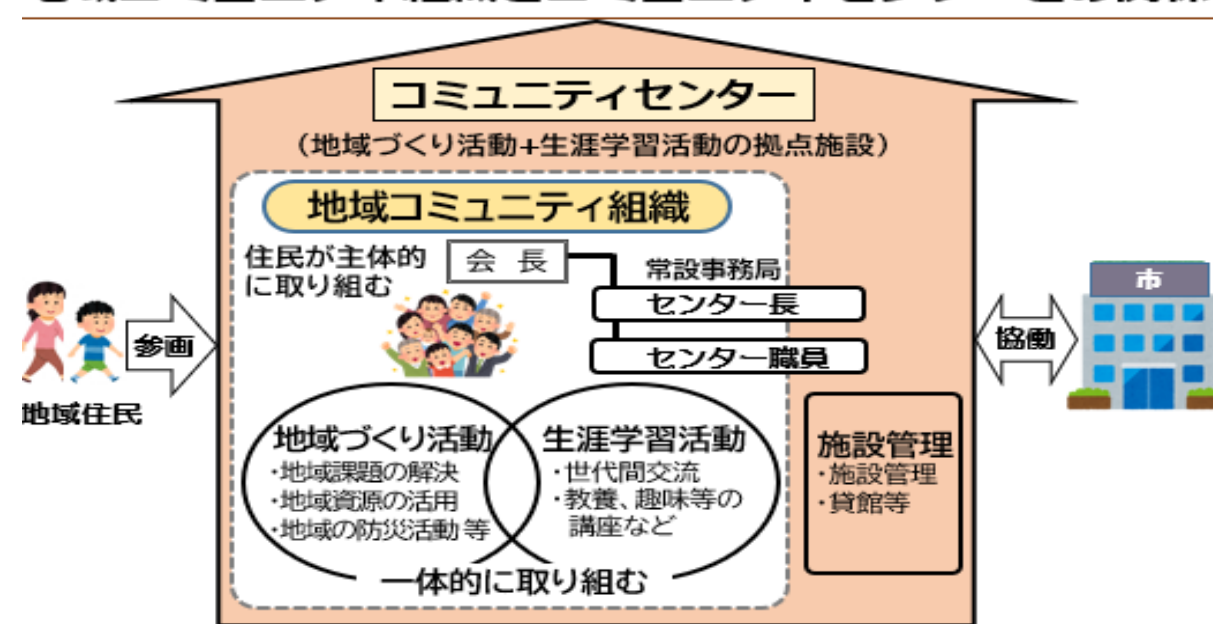


「いいね!! はやしなか」 令和6年3月発行 NO.9
”「コミュニティ林中」令和5年度・後期活動報告”

令和6年4月1日(月)より、林中公民館の名称が“林中コミュニティセンター”に変わります。地域の皆さんと共に住民が主体的に取り組む新しい組織『コミュニティ林中』の運営が始まります。皆さま どうぞよろしくお願いいたします。
地域コミュニティ組織についてお知らせします。

コミュニティ組織についての概要

地域コミュニティ組織とコミュニティセンターとの関係



白山市地域コミュニティに関する条例 (令和6年4月1日施行)

1 趣旨 (第1条)

市民が自らの意思で協働のまちづくりに参画し、地域コミュニティにおける多様な課題に主体的に取り組むことができる環境を構築するため、基本理念を定めるとともに、地域コミュニティ組織並びに白山市立コミュニティセンターの設置及び管理に関し、必要な事項を定めます。

2 定義 (第2条)

- 地区 規則で定める町域によって構成される区域
- 地域コミュニティ 地区における住民等の相互のつながりによって形成される社会共同体
- 地域コミュニティ組織 地区ごとに住民の合意に基づいて地域課題に主体的に取り組むとともに、地域防災力の向上等に寄与する組織として市長が認定したもの

3 基本理念 (第3条)

地域コミュニティにおけるまちづくりは、地区ごとに異なる個性や特色を踏まえ、住民と行政の協働により持続可能な仕組みを構築し、多様化する地域課題に対応していくことを基本として推進するものとします。

4 地域コミュニティ組織について (第4条～第6条)

- 地域コミュニティ組織の認定等について、1地区につき1組織に限り地域コミュニティ組織として認定します。
- 地域コミュニティ組織の役割について、地区全体を総合的に運営する主体として住民自治に積極的に取り組むものとする。
- 市の役割について、地域コミュニティ組織の活動を支援するため、拠点施設の確保、財政支援その他の必要な措置を講ずるものとします。

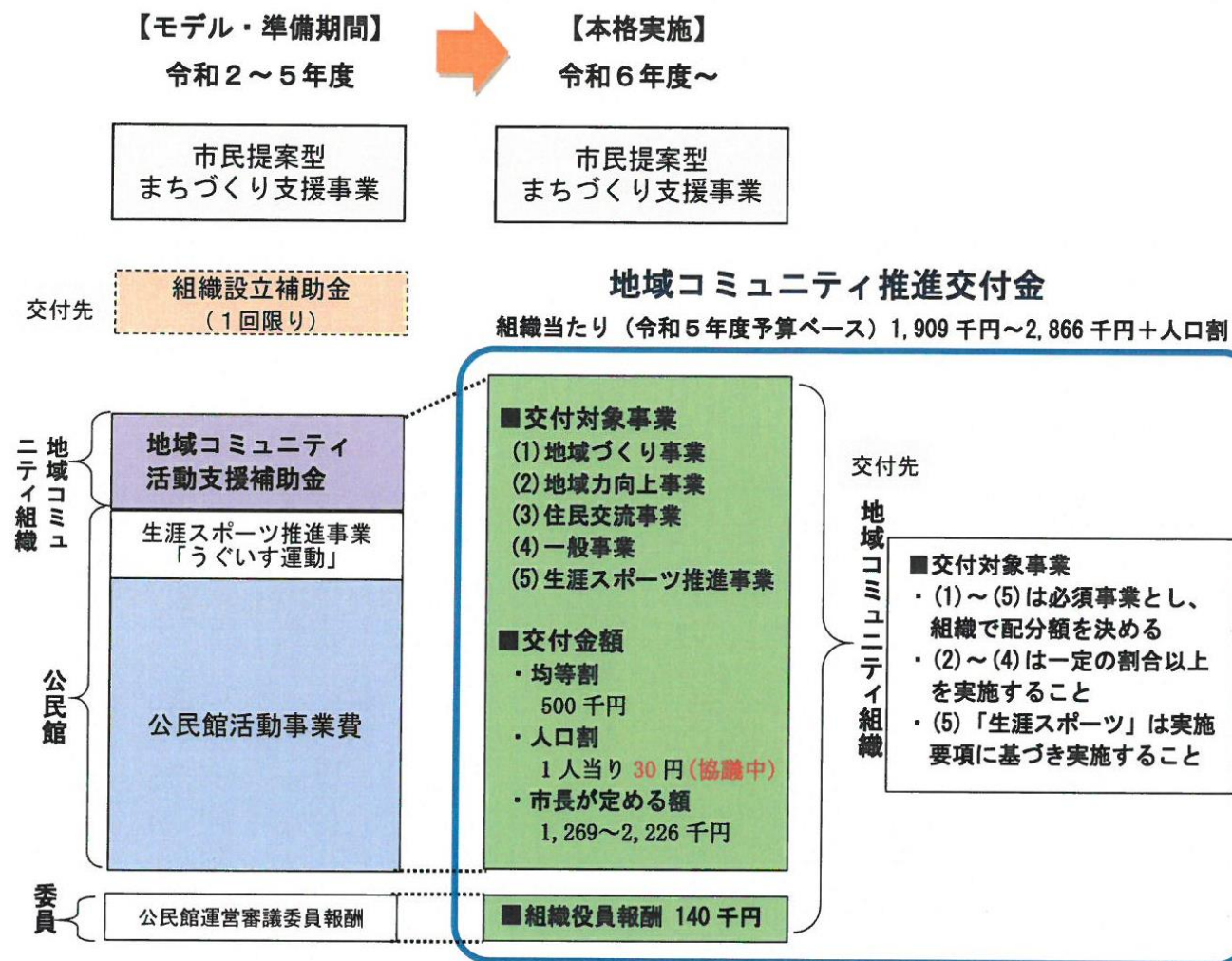
5 白山市立コミュニティセンターについて (第7条～第22条)

- 地域コミュニティ組織が主体的に行う地区運営の拠点とするため、コミュニティセンターを設置します。
- 地域コミュニティの活性化並びに社会教育及び福祉の増進に資するための活動や学びの場を提供します。
- 名称及び位置並びに休館日、使用の許可、使用料等について規定します。

6 その他

白山市地域コミュニティに関する条例の施行に伴い、白山市立公民館条例は廃止します。

白山市地域コミュニティ推進交付金の概要について



1 交付対象者

交付金の交付対象者は、白山市地域コミュニティに関する条例第4条第1項の規定による認定を受けている地域コミュニティ組織です。

2 交付対象事業 別紙参照

交付区分	事業内容
(1) <u>地域づくり事業</u>	当該地区における安全安心、健康福祉、環境保全、地域活力の創出等に資する事業
(2) <u>地域力向上事業</u>	当該地区におけるヒト・モノ・コトの掘り起こしと地区住民の理解の拡大等に資する事業
(3) <u>住民交流事業</u>	当該地区における住民の交流や学習成果披露など、幅広く参加し住民同士の交流を促す事業
(4) <u>一般事業</u>	当該地区における住民の関心に沿うものや地区の課題解決につながる事業
(5) <u>生涯スポーツ推進事業</u>	多様なスポーツ機会の提供 地区内の市民だれでもが参加できる事業

使用許可申請書の様式が変わります！

使用許可申請書と使用料減額・免除承認申請書が併用され、1枚になります。『コミュニティセンター使用許可申請書』『コミュニティセンター使用許可兼使用料減額・免除承認申請書』は、下記の通りです。

《減額・免除なしの場合》

様式第9号(第3条関係)

※許可番号 第 号

コミュニティセンター使用許可申請書

年 月 日

(宛先) 自山市長

(申請者) 住所(所在地) 名称 代表者氏名 連絡先(電話番号)

自山市地域コミュニティに関する条例第12条第1項の規定により、コミュニティセンターの使用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

使用コミュニティセンター名	使用施設名	使用年月日	使用時間	使用人員	冷暖房使用
				人	有・無
				人	有・無
				人	有・無
				人	有・無
				人	有・無

合計	使用回数	回	※施設使用料	円
使用目的			※割り増し料	円
			※冷暖房使用料	円
			※納入通称額	円

備考

※許可年月日

※受付処理者

(注) ※印の欄は、記入しないください。

《減額・免除ありの場合》

様式第9号の2(第3条関係)

※許可番号 第 号

コミュニティセンター使用許可兼使用料減額・免除承認申請書

年 月 日

(宛先) 自山市長

(申請者) 住所(所在地) 名称 代表者氏名 連絡先(電話番号)

自山市地域コミュニティに関する条例第12条第1項及び第2項の規定により、コミュニティセンターの使用の許可及び使用料の(減額・免除)を受けたいので、次のとおり申請します。

使用コミュニティセンター名	使用施設名	使用年月日	使用時間	使用人員	冷暖房使用
				人	有・無
				人	有・無
				人	有・無
				人	有・無
				人	有・無

合計	使用回数	回	※施設使用料	円
使用目的			※割り増し料	円
			※冷暖房使用料	円
			※減・免除を受けようとする理由	円

備考

※許可年月日

※受付処理者

(注) ※印の欄は、記入しないください。

後期 コミュニティ林中・団体長合同会議

◇開催日：10月17日(火) 19:30～ 参加者 38名
◇会 場：多目的ホール
後期地区主要行事・公民館事業・防災訓練・結ネット・個別避難計画等について会議が行われました。
令和6年度からは、団体長会議は、コミュニティ林中の会議に組み込まれます。



《まちづくり部会》 将来への地域づくり

“文化のかおる林中” 芸術の祭典『林中文化祭』が盛大に開催！

◇開催日：10月27・28日(土日)
◇会 場：林中軽体育館・軽体育館横駐車場・林中公民館・林中公民館前



施設・冷暖房設備使用料について

階数	新設	施設名	午前	午後	夜	終日
		時間	9時～13時	13時～17時	17時～22時	9時～22時
1階		多目的ホール1	240	240	380	870
		多目的ホール2	480	480	760	1,740
	*	談話室	410	410	730	1,550
	*	調理室	410	410	730	1,550
2階		第1会議室 30帖	620	620	830	2,070
		第2会議室 18帖	410	410	730	1,550
		第3会議室	410	410	730	1,550
	*	研修室	410	410	730	1,550
		軽体育館	1,460	1,460	2,090	5,010

《冷暖房設備使用料》◎7月～9月・12月～翌年3月

階数	新設	施設名	午前	午後	夜	終日
1階	*	多目的ホール1	70	70	110	260
	*	多目的ホール2	140	140	220	520
2階	*	第1会議室	180	180	240	620
	*	上記以外	120	120	210	460

※ 減免団体 <100%・50%> ※冷暖房設備使用料も同様
※ 減免につきましては、林中コミュニティセンターにお問い合わせください

